

■ Article (vol. 44) ■

政府税制調査会 専門家委員会 納税環境整備の論点整理

税理士 富田光彦

.....
I. はじめに

政府税制調査会の専門家委員会は、平成22年10月6日、納税環境整備についての論点整理を公表し、神野委員長は納税者憲章などの早期制定を提言した。この論点整理を踏まえ、政府税調納税環境整備PT（座長五十嵐文彦財務副大臣）で具体的検討に着手し、平成23年度税制改正に反映する方針である。

納税環境整備に係る論点は税をめぐる手続規定を整備するための宝庫である。民主党政権の税制改正の基本的方向性は、平成22年度税制改正大綱のタイトルを見るまでもなく「納税者主権」を確立することである。したがって各個別税目をどうするかということも大事であるが、税をめぐる手続規定を洗いなおす作業が、今最も求められているのではないか。納税者が納得して税を納めるためには、国に対して信頼性をより確保する必要がある。そのためには、論点整理の報告書にあるように「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえ、納税環境の整備を図っていくことが重要である。また納税環境整備の各分野は、それぞれ納税者の権利義務と深い関係がある。税理士は納税者の代理人たる資格であることを踏まえれば、我々はこれらの事項がどのように議論され変えようとしているのか十分な関心を払うべきである。

II. 平成22年度税制改正大綱を確認する

納税環境整備

(1) 国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章」を早急に制定する。また課税庁の増額更正の期間制限が3～7年であるのに対して、納税者からの更正請求の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要がある。

(2) 国税不服審判所の改革

国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向性を勘案し検討する。

そしてこれに社会保障・税共通の番号制度の導入を加え、1年以内に結論を出すとしていた。

Ⅲ. 専門家委員会及び納税環境整備小委員会における議論

上記を踏まえ、専門家委員会は議論を続け、結論として納税環境整備に関する論点整理を公表した。以下各論点を追う。

(1) 納税者権利憲章

納税者権利憲章は税理士会では早くから議論のあったところであり、いよいよ形になるかという期待する向きが多いと思う。小委員会では、早急に制定すべき点では一致したが、背景となる考え方、制定形式、記載事項等については複数意見が出た。特に制定形式については、まず法規範性あるいは裁判法規範性を持たせるかどうかという点。また納税者の権利のみならず義務規定を盛り込むかどうかという点で意見がわかれた。税理士会の建議項目としてのスタンスは明快であり、国税通則法の整備により法規範性を持たせ、納税者の権利保護に資する規定を明文化することを従来から主張している。またその場合専門家から代理人として援助を受ける権利を明記すべきとしている。

(2) 税務調査手続

調査手続の法整備が必要との認識で一致した。また、①調査等の対象者・範囲・程度・手続、②事前通知を原則とする③代理人の調査等への立会い、④調査理由の明らかにする、⑤終了通知、等を規定すべきとした。また行政不服審査法との関連について議論があった。

(3) 理由附記

課税処分を行う際には原則として理由附記を行うべきという点で一致した。但しその範囲については例外措置を含め議論があった。また他に記帳・帳簿等保存義務との関係が検討された。

(4) 更正の請求

更正の請求の期間について、現行の1年間の期間制限を延長し、「嘆願」という不透明な実務を解消するとの観点から、基本的に、増額更正・減額更正の期間と一致させるべきという点で意見の一致を見た。また具体的な更正の請求の期間や範囲等について意見がわかれた。すなわち5年の期間制限とする場合に、増額更正を5年にする意見と現状のままとする考え方である。ここは増額更正を延長する議論と更正の請求期間を5年とすることは必ずしも同一に議論する必然性はなく、あくまで嘆願をやめて更正の請求に収斂するのが目的であるから、現行の職権更正5年に対応して増額更正を5年に延長する必要性はない。

(5) 国税不服審判所の改革

現行の国税の不服申立手続については、審理の公平性・中立性を高める観点から見直しを行うべきとの方向性、特に、①不服申立期間について、現行の不服申立期間（2ヶ月）を延長すべきとする点、②証拠書類の閲覧・謄写の範囲について、審査請求人と処分庁のバランスを踏まえつつ拡大すべきとする点。③現行の国税審判官について、実務家・専門家の登用を拡充すべきとする点については意見に一致を見た。また現行の2段階の不服申立前置の仕組みについては、何らかの見直しを行うべきとした。国税不服審判所の改革については、実に多くのページを割いている。議論された項目を挙げると、具体的な前置主義のあり方、不服申立て・訴訟の手続のあり方、組織・人事のあり方等である。また専門家委員会においては、不服申立前置の仕組みについて、訴訟の前の時点で可能な限り納税者の簡易・迅速な救済等を図ることが望ましいとする意見が多数を占め、強制から納税者に自由に選択させる方向性が示された。また行政不服審査法の見直しとの関連についても議論された。その他議論が継続されているのは、不服申立期間を何ヶ月にするか。また閲覧・謄写可能な資料の範囲をどうするか。審理手続をなるべく対審性を持たせる点。採決の公開、処分理由の差替え、総額主義・争点主義、税務訴訟における徴収処分について議論があった。

国税不服審判所のあり方については、内閣府に移す案や、現状を維持し、内部改革を行うとする案が検討され、また地方税の扱いについても議論された。また人事については、審判官に中立性を担保するため弁護士・税理士を非常勤で登用するといった意見が出された。

(6) 番号制度

番号制度については現在内閣官房国家戦力室に設置された「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」で検討されており、この夏に意見募集手続も終了した。専門家委員会では税の立場から見た番号という視点の議論が行われた。

具体的に税の観点から、利用する番号については

- ① 国民に悉皆的に付番されていること
- ② 一人一番号が確保されていること
- ③ 民—民—官の関係で利用できること
- ④ 番号が目で見えること

が必要であり、常に最新の住所情報が関連つけられていることも必要であるとしている。また小委員会の議論においては、社会保障の充実・効率化等の国民に対して目に見えるメリットが認められ、かつ、プライバシー保護にも十分な配慮がなされるとの前提の下で、番号制を導入すべきとし、課税の適正化や、社会保障制度の充実・効率化のためには所得捕捉の制度を向上させることが必要であり、

そのためには、現行の法定調書の範囲の拡大が必要であるという点で一致した。

また共通番号制度の導入には①国民総背番号制に対する国民感情からの反発②番号制によっても所得の正確な捕捉には限界がある③個人のプライバシー保護の問題となる。これらについては、議論を一步進めて①については粘り強く説明するしかないが②についてはだから導入する意味がないとはいえない。③が最も重要で「見える番号」を共通利用することによる問題点についての解決策を国民に納得できるかたちで示す必要があるとしている。そして住民票コードを利用する方法について具体的に議論された。また番号を記載する法定調書の範囲についても、相当突っ込んだ議論がなされた。番号制については給付付き税額控除や社会保障給付に必要なインフラと位置づけていることから、コンセンサスを早く得たいとの意図からであろう。

IV. まとめ

以上論点を整理してきたが、納税環境整備に関する論点は、必ずしも増減税を伴うものではなく、平成23年度の予算編成に直接影響を与えるものではない。しかし早期に実現することが期待されており項目も多く含まれている。ぜひとも議論で終わるのではなく、よりよい実現を目指してほしい。

税制調査会 専門家委員会 納税環境整備に関する論点整理

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku//22zen3kai11.pdf>

以上